

資源化等情報適正開示施設審査 審査基準 (2023/7/3)

項目	申請書類	審査基準	審査方法
1. 企業の取組等	社員教育訓練記録、社員教育訓練計画 法遵守記録	1) 社員に対して適切な教育訓練がなされ、その記録を有すること。 2) 法規制一覧表が整備され、過去1年間の遵守評価がなされ、それらの記録が公開されていること。 3) 過去5年間に特定不利益処分を受けていないこと。	1),2) 書類により確認する【ISO等取得施設は審査対象外】。 3) 自己申告書類等により確認する【優良認定事業者は審査対象外】。
2. 情報開示	CSR報告書、環境報告書等 施設見学会、近隣等とのリスクコミュニケーション等の実施記録 施設の稼働や場内保管等の状況に関する情報開示記録 情報開示のための体制、審査対象書類の一覧表 経理的基礎に関する資料	1) CSR報告書、環境報告書、又はそれらに準じた情報が公開されていること。 2) 施設見学の受け入れや社外や近隣の方々等とのリスクコミュニケーション等（苦情・事故対応を含む）を実施し、それらの記録が公開されていること。 3) 施設の稼働状況を適宜自社のウェブサイト等で月1回以上、公開されていること。 4) 情報開示のための体制が整備されていること。本審査基準に対応する全書類の一覧表が整備されていること。 5) 直近3か年（平均）について 自己資本比率；10%以上 経常利益；0円以上	1)~4) 書類（対応記録等）により確認する。ただし、施設の稼働状況は現地審査にて確認する。 5) 【優良認定事業者は審査対象外】
3. 処理フロー	処理工程、処理機器構成を示した処理の基本フロー図	1) 許可証、及びマテリアルフローと整合した処理フロー図が公開されていること。	1) 書類により確認する
4. マテリアルフロー	品目別の受入量、持出先（明記）毎の搬出量が示された年間及びその間の月毎のマテリアルフロー	1) 処理後物の持出先は、全て実名が示され、各々の持出先への搬出量が示され ^{注)} 、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル、熱回収、単純焼却、最終処分の区分が示されていること。 2) マテリアルフローには、施設内での減量化量（焼却、脱水等）、及び月初、月末の受入物・処理物の保管量が示されていること。 3) マテリアルフローに示される数量は重量ベースでの記載を基本とする。（体積ベースの場合は品目毎の重量・体積の換算係数が示されていること） 4) 上記のマテリアルフローが公開されていること。	1)~7) 提出可能な資料にて書類審査を行い、提出できない契約書等は現地審査にて確認し、提出されたマテリアルフローに不整合がないことを審査する。
	上記を証する資料（電子データ、 manifests、契約書等）	5) マテリアルフローを証するための十分な資料があること。 6) 体積ベースのマテリアルフローでしか公開できない場合は、フローに過不足ないことを示す根拠資料が必要。	
	上記マテリアルフローから算定されるマテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル、熱回収に向けられたそれぞれの量	7) 左記が誤りなく算定されていること。	
	許可品目以外のものが搬入された場合の対応記録	8) 許可品目以外のもの、危険物、有害物等が搬入された場合の対応記録を有すること。	8)~13) 書類（対応記録等）により確認する。
持出先への現地確認の実施・対応記録	9) 持出先への現地確認記録があること。 10) 持出先の現地確認計画(又は現地確認要領等)があること 11) 持出先の現地確認が行われ、（問題があった場合等の）対応記録があること。		
持出先の選定基準	12) 持出先の選定基準が整備されていること。 13) 持出先での処理や再生利用状況を確認していること。		
5. エネルギー利用量	施設でのエネルギー年間利用量	1) 各種エネルギーの使用実績（月別）に基づいて正しく算定されていること。	1),2) 提出可能な資料にて書類審査を行い、提出不可の契約書等は現地審査にて確認し、提出されたエネルギー利用量に不整合がないことを審査する。
	上記を証する資料（各エネルギー会社からの請求書等）	2) 上記を証するための十分な資料があること。	

注) 再生砕石等の有価の再生品の持出先（販売先）が多岐に渡る場合は、各再生品の持出先のうち上位5者分を記載し、その他は、「その他持出先への搬出量」などとして、一括して公表して差し支えない。ただし、審査では販売先一覧や契約書等の根拠資料が必要。